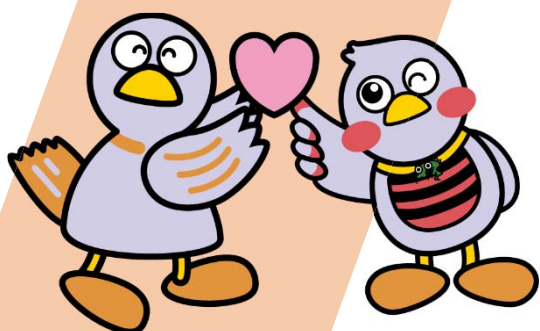


令和2年度

学校における
児童虐待対応
ハンドブック



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県教育委員会

はじめに

令和元年度の埼玉県内児童相談所の児童虐待相談対応件数は、17,473件で、平成30年度に比べて、2,139件、13.9%の増加となりました。相談対応件数は年々増加傾向にあり、深刻な状況が続いております。

このうち、学校等からの相談対応件数は、令和元年度は1,010件で、平成30年度の695件から315件増加しています。背景としては、「児童虐待の防止等に関する法律」や「埼玉県虐待禁止条例」について研修会等で周知が図られ、学校及び学校の教職員が虐待を発見しやすい立場にあることを理解し、注意深く児童生徒を観察するようになったことが件数の増加につながっているものと考えられます。

日頃から子供と接する学校は、児童虐待について早期発見がしやすい環境にあります。それゆえに、適切な対応がより一層求められています。

県教育委員会では、児童虐待に迅速かつ適切に対応できるよう教職員等に対する研修の実施、保護者への啓発、相談機能の充実など総合的な取組を推進しています。

これまで、「『児童虐待防止対策の抜本的強化について』等を踏まえた対応について」（平成31年3月19日付け文部科学省通知）や、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版）などの対応指針を各市町村教育委員会及び県立学校へ通知し、研修会等において説明を行うとともに、県教育委員会作成の資料「児童虐待防止指導実践事例集」や「保護者向け啓発資料『児童虐待のない社会を目指して』（小学校版・中学校版）」などを作成し、各市町村教育委員会や各県立学校に配布してまいりました。

今年度は、県立学校と児童相談所や市町村教育委員会とが一層円滑に連携を図ることができるよう、人権教育課に企画・児童虐待対応支援担当を設置しました。

本ハンドブックは、これまで県立学校や市町村教育委員会から相談や問合せをいただいた内容を整理し、児童虐待と疑われる事案について迷いなく対応に臨めるよう、具体的な対応の在り方とその根拠を示す資料として作成いたしました。各学校における児童虐待対応の参考資料として御活用いただけますと幸いです。

児童虐待を防止するためには、早期発見に努めるとともに、関係機関との確な連携を図り、適切に対応することが大変重要です。今後とも、各学校と関係機関とのさらなる連携や虐待を受けた子供への支援を一層充実していただきますようお願い申し上げます。

令和3年2月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長

阿部 仁

* 「学校における児童虐待対応ハンドブック」 目次

【ページ】

* 「学校における児童虐待対応ハンドブック」を活用するにあたって

..... 1

1 Q&A 編

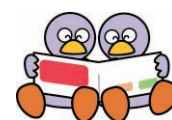
番号	項目	
Q 1	児童虐待であるかどうか疑わしい情報を得た場合、どのように対応するべきでしょうか。	2
Q 2	児童虐待の疑いがある情報を得て、その情報や対応を記録する際、どのような点に留意するとよいですか。	2
Q 3	性的虐待の疑いがある情報を得た場合、どのように対応するべきでしょうか。	3
Q 4	児童虐待の疑いがある情報を得た場合、どの機関に連絡すればよいですか。	3
Q 5	児童虐待の疑いがある情報を得て、市町村(虐待対応担当課)等に連絡をする際、手持ちの情報としてどのような情報を準備しておくといよいですか。	4
Q 6	児童虐待の疑いがある情報を得て、市町村(虐待対応担当課)等に連絡をする際、どのような点に留意するといよいでしょうか。	4
Q 7	市町村(虐待対応担当課)等へ通告した後、学校はどのように対応するべきでしょうか。	5
Q 8	市町村(虐待対応担当課)等へ通告した後、保護者への通告の説明は誰が行うのでしょうか。	5
Q 9	市町村(虐待対応担当課)等へ通告した後、保護者が学校に通告した理由の説明を求めてきた場合、どのように対応するべきでしょうか。	6
Q 10	児童相談所へ通告して当該児童生徒が一時保護となり、その説明を当該児童生徒の保護者が学校に求めてきた場合、どのように対応するべきですか。	6
Q 11	児童相談所へ通告して当該児童生徒が一時保護となった場合、出席の取扱いはどのように対応する必要がありますか。	7
Q 12	要保護児童対策地域協議会において虐待ケースとして登録されている要保護児童等が在籍している場合、どのように対応する必要がありますか。	7
Q 13	要保護児童対策地域協議会において虐待ケースとして登録されている要保護児童等が休業日を除き、引き続き7日以上欠席した場合、どのような対応が必要ですか。	8
Q 14	児童虐待の疑い等のあった要保護児童等が転校・進学する場合、どのように対応するべきでしょうか。	8
Q 15	児童虐待の対応について校内研修を行う場合、どのような参考資料があるでしょうか。	9
Q 16	児童虐待防止に係る保護者への啓発は、どのような方法が考えられますか。	9

2 参考資料 編

1	関連用語解説	10
2	参考通知・URL 等	13
3	参考様式	16

※ 本ハンドブックにおける用語について

- 市町村(虐待対応担当課)等 … 市町村(虐待対応担当課)や児童相談所を指す。
- 児童生徒 … 幼児児童生徒を指す。



＊ 「学校における児童虐待対応ハンドブック」を活用するにあたって ＊

◇ 本ハンドブックは、最初のページから読み進めていただくと、対応の流れの各ポイントについて理解することができます。また、緊急時など必要に応じて、関連Q&A(該当ページ)を参照することも可能です。

内容	関連 Q&A(該当ページ)
児童虐待の疑いがある情報を得た場合の対応	Q1(p.2) 、 Q3(p.3) 、 Q4(p.3)
学校における記録作成と情報の取扱い	Q2(p.2) 、 Q5(p.4) 、 Q14(p.8)
市町村(虐待対応担当課)等への通告	Q4(p.3) 、 Q6(p.4)
通告後の対応	Q7(p.5) 、 Q8(p.5) 、 Q9(p.6)
一時保護	Q10(p.6) 、 Q11(p.7)
要保護児童等に係る対応	Q12(p.7) 、 Q13(p.8) 、 Q14(p.8)
保護者対応	Q8(p.5) 、 Q9(p.6) 、 Q10(p.6) 、 Q16(p.9)
校内研修等	Q15(p.9)

◇ 【コラム】 実際の対応にあたって ～「学校における記録作成と情報の取扱い」～

- 市町村(虐待対応担当課)や児童相談所から依頼があった際には、児童生徒の外傷の状況について写真を撮影することもあります。
- 写真撮影する際には、まず児童生徒に説明し、本人の意思を確認します。もし、本人が撮影について否定的(消極的)な意思を示した場合には、強制するものではありません。また、撮影する場合であっても、本人の人権を尊重し、心情等に十分配慮します。
- 写真撮影が困難な場合には、メモやスケッチ等で詳細に外傷の状態を記録します。
- 撮影した写真の管理にも十分留意が必要です。写真データにパスワードを設定して保存するなど、校内での個人情報及びデータ等の扱いと保管について教職員間で徹底しておきます。
- 市町村(虐待対応担当課)や児童相談所へ通告する際、児童生徒の状況や経緯をまとめたメモ等と写真を併せて情報提供します。

※ 学校での記録は、関係機関へ情報提供することを前提に、具体的な内容を記述することが重要です。

また、校内の関係教職員(管理職、担任、学年主任、養護教諭、人権教育担当、生徒指導担当等)と情報共有し、組織的な対応を進める上でも、記録は大切です。

児童虐待と思われる事案の記録	
記録日	令和 年 月 日()
児童生徒	ふりがな 氏名 生年月日 住所 学年 立 学 校 年 級 (出席状況) 欠席から 不登校状態
	学校での様子
	特記事項 - 被害の有無(種類・程度・跡跡等)、転校歴、 これまでの支援状況等
	ふりがな 氏名 職業 住所 年齢 性別 電話番号
	保護者
虐待と 関われる 内容	- 種からいつから、程度、どのような 治療をうけているか - 外傷等の状況 - 必要に応じて外傷についてのスケッチ等を記載 - 本人の説明
	家庭の 状況
連絡先 (児童相談所 との関係)	- 通称日、通称名、担当 - 指示助言内容など
その他の 連絡先 (警察、教育 委員会等)	- 通称日、通称名、担当 - 指示助言内容など

(学校で作成する記録用紙の例 : p.16 参照)

事前に御覧いただき、実際の対応や教職員研修等に御活用ください。



Q1

児童虐待であるかどうか疑わしい情報を得た場合、どのように対応するべきでしょうか。

A1

児童虐待の確証がなくても、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所（以下、「市町村（虐待対応担当課）等」とする）へ通告します。通告の判断に迷った場合、市町村（虐待対応担当課）に連絡します。

重要

なぜ、確証がなくても市町村（虐待対応担当課）等へ通告するのですか。

虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に虐待が疑われる場合は通告義務が生じるからです。

また、以下の点についても留意します。

- ・虐待の有無を判断するのは、権限と専門性を有する市町村（虐待対応担当課）や児童相談所である。
- ・保護者との関係よりも子供の安全を優先すること。
- ・「どこからが虐待か」、「保護者との関係がこじれる」等の迷いやためらい等を懸念しすぎること、子供の安全確保がおろそかになり、重大な事態に至ってしまった事例があることに十分留意する。
- ・通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、「通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と定められている。^{※1}
- ・一方、学校から通告した場合、通告をした機関が特定される可能性が高いため、通告機関である学校から先に通告の事実を保護者に告知するかしないかを協議・確認するなど通告先（市町村等）との間での協議が重要となる（Q8参照）。
- ・通告の判断に迷った場合、市町村（虐待対応担当課）に連絡する。

【参照資料】

- ・児童虐待の防止等に関する法律 第6条
- ・児童虐待の防止等に関する法律 第7条
- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版、文部科学省）p.21
- ・「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（平成24年3月29日、文部科学副大臣通知）
- ・「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について（通知）」（平成31年3月28日、内閣府・文部科学省・厚生労働省）

Q2

児童虐待の疑いがある情報を得て、その情報や対応を記録する際、どのような点に留意するとよいですか。

A2

事実に基づき、正確に記録するよう留意しましょう。

【記録する際のポイント】

ア	根拠の記録	虐待を疑ったときから時系列で（事実の発見や発生を日時順に）記録
イ	子供の訴えの記録	本人から訴えがあった場合には、語られた言葉のとおり記録し、その際の表情や態度も記録
ウ	情報の記録	直接確認できた情報と伝聞情報を明確に区別して記録／事実と推測を区別して記録
エ	保護者の話の記録	保護者との電話や面談の日時、内容、様子を経過に沿って具体的に記録
オ	傷やあざ等の記録	傷の状況（大きさや位置、あざの色など）を、スケッチ・メモ・写真 [※] 等で詳細に記録

※ 記録として写真を撮る場合は、児童生徒の心情等に十分配慮して行います。また、記録は校内で適切に保管しておくことが重要です。

重要

なぜ、正確な記録が必要とされるのですか。

市町村（虐待対応担当課）等における虐待のリスク判断や要保護児童対策地域協議会で対応を検討する際の貴重な情報となるからです。

児童虐待の対応は、様々な立場と役割をもった人々が力を合わせて対応することから、関係機関で円滑に情報を共有するための「記録」が大切です。

※ なお、虐待に係る記録をはじめ、虐待に関する個人情報、児童生徒本人の利益となるものであることから、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものと解されます（Q14を参照）。

【参照資料】

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版、文部科学省）p.16,17
- ・「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月、文部科学省）p.26

Q3

性的虐待の疑いがある情報を得た場合、どのように対応すべきでしょうか。

A3

学校として積極的な情報の収集や確認を行うより前に、早急に児童相談所へ通告することが重要です。

重要

なぜ、早急に児童相談所へ通告しなければならないのですか。

性的虐待は他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく専門的な対応が必要であるからです。

性的虐待の場合、子供が耐え切れずに誰かに訴えたとしても、その話を聞いて別の人間が改めて聞き取ろうとすると事実関係を否定する、ということもしばしばあります。性的虐待について聞き取りを行う際には、細やかな配慮と迅速な対応が求められます。

また、打ち明けられた話の内容に驚いて過剰な反応をしすぎないことが重要です。子供は、自らの告白の重大さに驚き、虐待について語ろうとしなくなってしまうことがあります。

【参照資料】

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版，文部科学省）p.26
- ・「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月，文部科学省）p.25
- ・文部科学省 HP 研修教材「児童虐待防止と学校」ノート版（指導者、自学・自習用）「第7章 虐待を聴く技術 コミュニケーションの技術」p.7
- ・「学校の先生方へ 性的虐待かも？・・・と思ったら」（平成31年3月，埼玉県中央児童相談所）

Q4

児童虐待の疑いがある情報を得た場合、どの機関に連絡すればよいですか。

A4

- (1) まず、当該児童生徒が居住する市町村（虐待対応担当課）、緊急の場合や重篤と思われる場合には所管の児童相談所へ連絡します。通告先の判断に迷う場合、まず、市町村（虐待対応担当課）に相談します。
- (2) 次に、当該児童生徒が居住する市町村教育委員会へ連絡します。
- (3) 場合によっては、警察へ連絡します。

重要

連絡先を選択するポイントは何ですか。

事案に応じて、複数の関係機関から連絡先を選択し、適切に対応することが重要です。

【重篤と思われる場合】…児童相談所へ通告します。

- ① 明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ 子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護を求めている場合）

【それ以外、判断に迷う場合】…市町村（虐待担当対応課）に通告、相談します。

【通告後】…通告したことや通告内容、通告先からの連絡事項等を、必ず設置者である教育委員会に連絡します（※県立学校は、下記通知に基づき人権教育課宛報告）。

【子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合】…警察にも通報します。

【その他】…事案に応じ、設置者である教育委員会と相談してスクールソーシャルワーカーや各福祉部局等にも連絡して、連携をとります。

【参照資料】

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版，文部科学省）p.9,22-24
- ・「児童虐待に係る通告・通報の報告について（通知）」（令和2年4月13日付け教人第6号）※県立学校

Q5

児童虐待の疑いがある情報を得て、市町村（虐待対応担当課）等に連絡をする際、手持ちの情報としてどのような情報を準備しておくといですか。

A5

以下の項目について整理した情報を手元に準備し、連絡することが大切です。

- ・ 子供・保護者の氏名、年齢等
- ・ 状況（誰から、いつから、頻度、どのような）、本人の説明（あれば）
- ・ 出席状況（当日の出欠、その月の欠席数、遅刻・早退の状況等）
- ・ 日常的な学校での様子（友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、その他不自然な点等）
- ・ 家庭の状況（家族関係、兄弟姉妹や同居する家族についての情報）
- ・ 特記事項（障害の有無（種類・程度・診断名等）、転校歴、これまでの支援状況等）

重要

なぜ、手持ちの情報を整理しておくことが必要なのですか。

学校で把握した情報を整理しておくことで、市町村（虐待対応担当課）等の関係機関との円滑な連携の基盤となります。日頃からの情報共有や共通理解が重要です。また、学校から児童相談所に連絡した場合には、上記の項目について情報提供を求められ、判断材料となります。連絡の際に、焦ったり誤った情報を伝えたりすることのないよう、あらかじめ収集した情報及び記録を適切に整理し、手持ちの情報として準備しておくことが重要です。

【参照資料】

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版，文部科学省）p.22,23
- ・ 「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月，文部科学省）p.26

Q6

児童虐待の疑いがある情報を得て、市町村（虐待対応担当課）等に連絡をする際、どのような点に留意するとよいでしょうか。

A6

事案に応じ、今後想定される対応に関して、市町村（虐待対応担当課）等と相談・協議することが大切です。

【相談・協議が想定される事項の例】

- ・ 当面の当該児童生徒への対応（性的虐待を訴えた児童生徒の対応の留意点、児童相談所等の職員が来校して当該児童生徒と面談することになった際の対応等）
- ・ 保護者への対応（特に保護者への通告の事実の告知等）

重要

なぜ、相談・協議が必要なのですか。

市町村や児童相談所への連絡時点から関係機関との連携が始まり、共通理解のもとに、当該児童生徒や保護者へ対応することが重要になるからです。

なお、相談・協議の際は以下のルール等に留意します。

【市町村（虐待対応担当課）等と相談・協議する際の留意点】（※下記の参照資料を確認）

- ・ 教職員、教育委員会等は、通告したことや児童相談所や市町村との連絡内容等を、その保護者に対してであれ漏らしてはいけません。^{※2}
- ・ 通告を受けた児童相談所や市町村の職員は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとしていることから、学校や教職員が通告者であることは、基本的に保護者に知られないことになっている。^{※1・※4}
- ・ 緊急性が高い場合（Q4参照）には速やかに児童相談所等に連絡する。（一時保護を要するような重大事案については、子供が在籍している時間帯での対応が重要となる。）
- ・ 子供を一時保護した場合、児童相談所から保護者に対し、一時保護している旨の連絡を入れる。^{※3}
- ・ 通告機関である学校から先に通告の事実を保護者に告知するかしないかを協議・確認するなど、保護者に対する対応方法について、事前に綿密な協議を行う。^{※2・※3}

【参照資料】

- ・ ※1 児童虐待の防止等に関する法律 第7条
- ・ ※2 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版，文部科学省）p.35
- ・ ※3 「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改訂版，厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課）p.43,235
- ・ ※4 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日，内閣府・文部科学省・厚生労働省）：1（1）

Q7

市町村(虐待対応担当課)等へ通告した後、学校はどのように対応するべきでしょうか。

A7

児童生徒の安全を最優先としながら、市町村・児童相談所等と連携して、当該児童生徒への対応を検討することが必要です。

なぜ、通告後も関係機関との連携や対応の検討が必要なのですか。

児童虐待対応の目標は「保護者と子供の関係」を支えることであり、通告をもって対応が終わりではなく、通告後の対応も見通して対応することが大切であるからです。

重要

【具体例】

- ・状況によっては、市町村・児童相談所等から、さらに詳しく事情を聴かれることなども想定されます。連携した対応が図られるよう情報提供を速やかに行います。^{※1・※2・※3}
- ・市町村(虐待対応担当課)や児童相談所と協議の結果、在宅での支援となった場合、注意深く見取っていくとともに、状況によっては当該児童生徒の対応に関して学校として留意すべき点を市町村(虐待対応担当課)や児童相談所に確認することなどが考えられます。
- ・児童相談所が一時保護を行い、当該児童生徒が学校へ通学できなくなった場合、一時保護所等での学習機会の確認の他、学習機会の充実のために必要な対応、出欠扱い等を検討する必要があります。^{※2・※4}

【参照資料】

- ・※1 児童虐待の防止等に関する法律 第13条の4
- ・※2 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版,文部科学省) p.28,29
- ・※3 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日,内閣府・文部科学省・厚生労働省)
- ・※4 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)」(平成27年7月31日,文部科学省)

Q8

市町村(虐待対応担当課)等へ通告した後、保護者への通告の説明は誰が行うのでしょうか。

A8

保護者に対する対応方法について市町村(虐待対応担当課)や児童相談所との間で事前に綿密な協議を行った上で、説明を行います。

どのような点に留意して協議すればよいでしょうか。

通告機関(学校等)から先に通告の事実を保護者に告知するかしないかなど、保護者に対する対応方法は、通告機関と通告先(市町村等)が事前に綿密な協議を行うとされています。

学校から通告した場合、通告をした機関が特定される可能性が高いため、通告機関である学校から先に通告の事実を保護者に告知するかしないかを協議・確認するなど通告先(市町村等)との間での協議が重要となります。

重要

なお、市町村等と相談・協議する際は、以下のルール等に留意します。

【市町村(虐待対応担当課)等と相談・協議する際の留意点】(※ 下記の根拠資料参照)

- ・保護者から情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯)に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととする。「新たなルール」)
- ・学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。
- ・教職員、教育委員会等は、通告したことや、児童相談所や市町村との連絡内容等を、その保護者に対してであれ漏らしてはいけません。
- ・児童虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村(虐待対応担当課)である。
- ・児童相談所等と連携して対応すること。

【参照資料】

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版,文部科学省) p.3,34,35
- ・「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月改正版,厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課) p.43
- ・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日,内閣府・文部科学省・厚生労働省)

Q9

市町村(虐待対応担当課)等へ通告した後、保護者が学校に通告した理由の説明を求めてきた場合、どのように対応すべきでしょうか。

A9

学校から保護者に対しては、通告の理由、虐待を認知するに至った経緯や通告元等について、組織全体として伝えないことが重要です。市町村(虐待対応担当課)や児童相談所と連携して対応します。「新たなルール」)

重要

保護者が強い態度で説明を求めてきた場合はどのように対応すればよいでしょうか。

教職員、教育委員会等は、虐待を受けたと思われる児童生徒について通告したことや、市町村や児童相談所との連絡内容等を、その保護者に対してであれ漏らしてはいけないこととされています。さらに、市町村・児童相談所においては、子供の安全が確保されない限り、子供からの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこととされています。

そのため、保護者に通告の事実を伝達する必要がある場合には、対応について通告先(市町村等)と綿密に協議するようにしてください。

子供の安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かすことはできない旨を保護者に伝えることを徹底することとされているからです。

さらに、状況によっては、以下の点に留意します。

- ・ 保護者が「親権」を理由に威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子供の命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要です。
- ・ 保護者が通告したことについて名誉棄損だと主張している場合でも、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨に基づく通告は、基本的に刑事上、民事上の責任を問われることはないことを踏まえて毅然とした対応をすることが重要です。
- ・ 一時保護に至った事案では、「一時保護は児童相談所の判断であり学校が決定したものではない」など一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です。
- ・ 保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は、複数の教職員等で対応すること、学校は即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することが重要です。

【参照資料】

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版,文部科学省) p.3,34,35
- ・ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日,内閣府・文部科学省・厚生労働省)
- ・ 「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について(通知)」(平成31年3月28日,内閣府・文部科学省・厚生労働省)

Q10

児童相談所へ通告して当該児童生徒が一時保護となり、その説明を当該児童生徒の保護者が学校に求めてきた場合、どのように対応すべきですか。

A10

「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない」と、明確に伝えてください。

重要

保護者が強く説明を求めてきた場合は、どのように対応すればよいでしょうか。

保護者が説明を求めてきた場合、「一時保護は、専門機関の権限や責任で行われる」ことを明確に伝えます(Q9参照)。さらに、状況によっては、以下の点に留意します。

- ・ 保護者が「親権」を理由に威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子供の命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要です。
- ・ 保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は、複数の教職員等で対応すること、学校は即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で組織的に対応することが重要です。
- ・ 状況によっては、速やかに市町村(虐待対応担当課)、児童相談所、警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要です。

【参照資料】

- ・ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日,内閣府・文部科学省・厚生労働省)
- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版,文部科学省) p.3,34,35
- ・ 「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月改訂版,厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課) p.43

Q11

児童相談所へ通告して当該児童生徒が一時保護となった場合、出席の取扱いはどうのように対応する必要がありますか。

A11

一時保護となった当該児童生徒は、①出席停止、あるいは②出席扱いとみなす場合があります、個々のケースによって異なります。

校長は、一時保護の児童生徒について指導要録上出席扱いとする場合には、児童相談所の児童福祉司等を通じ、児童生徒の状況に適した学習環境が整備されていることを確認する必要があります。

重要

一定の要件を満たす場合、児童相談所の一時保護所等で相談・指導（学習）を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができると定められているからです。体制が不十分な場合には、保護期間中の児童生徒の学習機会の充実のため、児童相談所や一時保護所等と教育委員会・学校とが連携して必要な対応を行うことが求められます。

【要件の概要】（※要件の詳細については、必ず関連文書を参照すること）

- ① 一時保護の児童生徒が児童相談所の一時保護所で相談・指導（学習）を受けており、それが当該児童生徒の自立を支援する上で有効・適切であると判断され、かつ、当該施設と学校との連携・協力の状況、学習環境等が適切であると認められる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。この場合、指導要録には、出席日数の内数として、出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入します。
- ② 一時保護の児童生徒が学校に出席できておらず、児童相談所の一時保護所等で学習を行っていない場合は、「出席停止・忌引き等の日数」に含める扱いとすることが適当です。この場合、指導要録には、一時保護等が行われている児童生徒であることを理由として出席停止・忌引き等の日数としたこと及びその日数を記入します。
 - ・ また、一時保護等の児童生徒が学校に復帰した際は、児童生徒の状況に応じて補習等を実施し、各学校の課程の修了や単位の認定等を適切に行うことが望ましい。

【参照資料】

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版、文部科学省）p.29
- ・ 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）」（平成27年7月31日、文部科学省）

Q12

要保護児童対策地域協議会において虐待ケースとして登録されている要保護児童等が在籍している場合、どのように対応する必要がありますか。

A12

市町村（虐待対応担当課）等への「定期的な情報提供」が必要です。

市町村（虐待対応担当課）等からの求めに応じて、おおむね1か月に1回程度、対象となる児童生徒の出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供する必要があります。

重要

なぜ、「定期的な情報提供」が必要なのですか。

学校関係者からもたらされる子供や保護者にまつわる情報は、児童生徒一人一人に対する支援を検討する要保護児童対策地域協議会にとって重要な情報と目されているからです。

一つ一つの事象が軽微なことであっても、事象が度重なったり、複数の情報源から情報が寄せられたりすることで、対応が変わる場合もあり、学校からの定期的な情報は非常に重要です。

また、定期的な情報提供の期日より前であっても、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適時適切に情報提供又は通告する必要があります。これらの対応を踏まえ、特に要保護児童等については、校長等管理職を中心に日常から多角的に情報収集しておきましょう。

【参照資料】

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律 第13条の4
- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版、文部科学省）p.31,32
- ・ 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日、内閣府・文部科学省・厚生労働省）

Q13

要保護児童対策地域協議会において虐待ケースとして登録されている要保護児童等が休業日を除き、引き続き7日以上欠席した場合、どのような対応が必要ですか。

A13

理由の如何に関わらず、速やかに市町村（虐待対応担当課）等に情報提供することが必要です。*

校長等管理職は、担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどとともに要保護児童等の情報を整理・共有しておくことが必要です。

※ ただし、不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除きます。

なぜ、速やかに市町村（虐待対応担当課）等に情報提供する必要があるのですか。

連続欠席を、不登校（生徒指導）との関連だけではなく、児童虐待防止の視点からも捉える必要があるからです。

7日以上続いて欠席した場合の速やかな情報提供については、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、平成31年2月8日に決定された「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を受けて、令和元年度から、「新たなルール」として定められた内容です。校内や関係者間で対応に係る共通認識をもっておきましょう。

「虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果（平成31年3月28日）」においても、「学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになった」とされ、欠席と虐待リスクの関連性について指摘されています。

【参照資料】

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版、文部科学省）p.32
- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日、内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- ・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日、内閣府・文部科学省・厚生労働省）

重要

Q14

児童虐待の疑い等のあった要保護児童等が転校・進学する場合、どのように対応するべきでしょうか。

A14

- (1) **転出元・進学先の学校は**、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録[※]の文書の写しなどを確実に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えます。
- (2) **引き継がれた学校では**、その情報を個々の教職員が抱え込まず、必ず校長等の管理職や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と共有します。
- (3) **市町村教育委員会は**、要保護児童対策地域協議会に台帳登録されている要保護児童等の保護者から転校の申し出があった場合、市町村（虐待対応担当課）等に情報を提供します。

個人情報の扱いについてはどのようになっていますか。

虐待に関する個人情報は、児童生徒本人の利益となるものであることから、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものと解されます。

※ 記録として写真を撮る場合は、児童生徒の心情等に十分配慮して行います。また、記録は校内で適切に保管しておくことが重要です（Q2を参照）。

【参照資料】

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版、文部科学省）p.36,37
- ・「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）」（平成27年7月31日、文部科学省）

重要

Q15

児童虐待の対応について校内研修を行う場合、どのような参考資料があるでしょうか。

A15

- (1) 文部科学省の研修教材として、次の2点があります。(※HPよりダウンロード可能)
- ① 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月23日)
 - ② 研修教材「児童虐待防止と学校」
- (2) 埼玉県教育委員会「公立学校人権教育担当者研修会」における配布資料
(※ 令和2年度は、研修会の代替として、校内研修等用「児童虐待～児童虐待対応における学校の役割～(動画資料及び PDF ファイル)」を令和2年8月に各市町村教育委員会及び各県立学校へ送付済みです。)

重要

国や都道府県等における教職員対象の研修等がありますか。

国や都道府県等における教職員対象の研修等として、次のような事業があります。

- ・ 教職員対象の研究事業(国庫補助事業)
子どもの虹情報研修センター主催「教育機関・児童福祉関係職員合同研修」
- ・ 都道府県主催「虐待対応関係機関専門性強化事業」

※ 教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、実際の対応について学ぶことが大切です。上記の研修教材を用いた校内研修や各種研修会への参加をとおして虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層深めていくことが重要です。

【参照資料】

- ・ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日,内閣府・文部科学省・厚生労働省)
- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版,文部科学省)p.5
- ・ 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)」(平成27年7月31日,文部科学省)
- ・ 「令和2年度公立学校人権教育担当者研修会の動画配信及び資料の提供方法について(通知)」(令和2年8月4日付け事務連絡)

Q16

児童虐待防止に係る保護者への啓発は、どのような方法が考えられますか。

A16

保護者が集まる場で以下のようなリーフレットを配布することや、学校だより等を通じて地域の相談窓口を紹介することが考えられます。

- ・ 埼玉県教育委員会「児童虐待防止のための啓発リーフレット」(※外国語版もあります)
- ・ 「24時間子供 SOS ダイアル」について(0120-0-78310^{なやみ言おう})
- ・ 厚生労働省 令和2年度「児童虐待防止推進月間」について(啓発用ポスター等)
- ・ 厚生労働省「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」
- ・ 厚生労働省「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」
- ・ 法務省「子どもの人権 SOS ミニレター」

重要

なぜ、保護者への啓発が必要なのでしょう。

令和2年4月から児童虐待の防止等に関する法律により保護者による体罰が禁止されました。^{※1}児童虐待防止のためには、保護者の理解促進や協力が不可欠です。学校は、児童生徒及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努める努力義務があります。^{※2}相談窓口の周知の他、児童生徒の人権、虐待が児童生徒に及ぼす影響及び虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努める必要があります。上記の他、家庭教育学級で児童虐待防止について取り上げたり、地域活動の集まりの場で次のリーフレットを配布したりすることなども考えられます。

- ・ 文部科学省「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」(令和2年3月27日改訂版)(※文部科学省 HPよりダウンロード可能)

【参照資料】

- ・ ※1 児童虐待の防止等に関する法律 第14条第1項
- ・ ※2 児童虐待の防止等に関する法律 第5条第5項
- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版,文部科学省)p.8

1. 関連用語解説

① 児童虐待

児童虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害である。最悪の場合、子供を死に至らしめる事例も少なくない。保護者による虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではない。

このように、児童虐待は深刻な問題であり、学校・教育委員会等の関係者は、児童生徒の安全を守る立場から児童虐待の態様や影響について理解しておくことが必要である。児童虐待の種類はおおむね次の4タイプに分類されるが、多くの事例においては、いくつかのタイプの児童虐待が複合していることに注意しなければならない。

② 児童虐待の種類

身体的虐待	児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。
性的虐待	性的な満足を得るためにわいせつな行為をしたりさせたりすること。直接的な性行為だけでなく、子供をポルノグラフィーの被写体にするなどにも含まれる。
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子供を遺棄したり、置き去りにしたりするといった行為を指す。
心理的虐待	子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的であるが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待に当たる。

（文部科学省（令和2年6月）「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）」より）

③ 要保護児童

「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法）」と定められ、虐待を受けた子供に限らず、不良行為や触法少年などの非行児童も含まれる。要保護児童を発見した場合には、市町村や児童相談所などに通告することが義務とされている。

④ 要支援児童・特定妊婦

児童虐待や非行については未然防止が大切であることから、極力早い段階で気づき対応できるよう制定された枠組みである。

要支援児童は、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法）」とされ、保護者の子育てに不安があり、支援が必要と思われる児童で、要保護児童の段階に至っていない児童である。

特定妊婦は、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法）」とされ、子供が生まれる時点ですでにリスクが想定されるので、妊娠中から支援や配慮が必要と思われる妊婦。例えば、児童生徒が妊娠した場合（若年妊娠）や、きょうだい（兄弟姉妹）がすでに要保護児童や要支援児童となっている家庭などで母親が妊娠している場合などが該当する可能性が高く、母子健康手帳の交付や妊婦健診を受けていない場合も多いため、自校の児童生徒であるかどうかに関わらず、情報提供を行うことが求められる。

⑤ 要保護児童対策地域協議会（要対協）

市町村など地方公共団体が、要保護児童等への適切な支援を行うため、関係機関と適切安全に情報交換や協議を行うため設けられた協議会。児童福祉法第25条の2に根拠があるため、法定協議会と呼ぶ地域もあり、構成員は公示され、要対協内で得られた情報については厳格な守秘義務が課せられ、違反した場合の罰則もある。児童や保護者の同意がなくても、家族の個人情報などを扱うことができる点に特徴がある。要対協で扱うことのできる事例は、非行や児童虐待を含む要保護児童、要支援児童、特定妊婦に分類されている。

要対協には調整機関が指定され、要対協の運営やケースの進行管理に責任をもつことになる。学校や教育委員会の多くが地元市町村の要対協の構成員であるが、高等学校や私立学校などは構成員でない場合もあるため、日常から構成員であるかどうかについて確認しておく必要がある。

⑥ 要対協の進行管理台帳

要対協の管理ケースは、要保護児童、要支援児童、特定妊婦のいずれかであるが、これらの管理ケースは、要対協の調整機関において一元的に管理され、その進行状況が把握される。その基本となる台帳を進行管理台帳と呼ぶが、定型の形式はなく、各要対協が適切な記載事項を整備している。また近年は電子ファイルとして保管し、必要な時に印刷する例も増えている。

要対協には、管理ケースの定期的な進行管理が求められ、また学校などの在籍機関との定期的な情報交換、状況の変化等についてのフォローも重要で、学校は虐待事例の児童が連続して7日以上（休業日を除く）欠席した場合は、要対協に情報提供することが求められている。

⑦ 一時保護

児童の最善の利益を保障するため、要保護児童等について、その安全の迅速な確保や適切な保護と、児童の心身の状況や置かれている環境などの状況把握のために、児童相談所と都道府県のみが実施できる措置である。一時保護の場所は、児童相談所に付置される一時保護所のほかに、医療が必要な場合は病院に入院させることもあり、その他適切な場所を選定して実施される。一時保護の開始に関しては、児童本人や保護者の同意は（法的には）不要である。一方、保護者の意に反して2か月を超えて一時保護する場合には、家庭裁判所の承認を得ることが必要となる。

一時保護の判断権限は主として児童相談所長にあるので、学校などは一時保護が必要と考えた場合は、児童相談所が適切に判断できるよう、タイミングを逃さず、適切な情報を児童相談所に伝えることが必要である。

⑧ 要保護児童等についての市町村と児童相談所の役割

長く要保護児童等への対応は、主として児童相談所が行ってきたが、平成17年以降は、市町村と児童相談所とが連携することとされた。近年は市町村も基礎自治体として子育て支援など丁寧で息の長い支援を行い、虐待対応担当窓口や要対協の調整機関には児童福祉司に相当する専門職を置くことも求められるようになってきている。一方で、児童相談所はより専門性の高いケースを担当することとされ、一時保護や施設入所措置、家庭への立入調査などは、市町村には権限がなく、児童相談所が実施することになる。そのため、通告後は市町村と児童相談所との判断で相互にケースを送致し、主担当を入れ替えることができることとされた。

児童虐待の通告も、市町村または児童相談所に行くことが義務とされており、いずれにするかは通告者の判断に任されている。そのため学校や教育委員会は、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版）」などを参考に通告先を選定し、または双方への通告を速やかに行うことが求められる。

なお、要支援児童と特定妊婦については、市町村への情報提供が求められるが、この場合には児童相談所は窓口とされていない。

⑨ 児童虐待の通告と通告元の秘匿

児童虐待の防止等に関する法律により、学校と教職員には、虐待の早期発見の努力義務、児童相談

所や要対協などへの協力、子供や保護者への虐待予防の啓発などが求められる（第5条関係）。また重要な事項として、虐待を疑った場合は、その段階で速やかに通告することが義務とされている（第6条）。疑った場合に速やかに通告を求めているのは、通告前に子供への確認や保護者への警告をしたことが、むしろ不適切な対応とされた事例が少なくないため規定されたものであり、通告にはタイミングが大切ともいわれる。

なお、通告により保護者などとの対立や子供を登校させないなど事態の悪化も心配されることから、通告受理機関には、通告者を特定させるものを漏らしてはならないとの規定が置かれている。この特定させるものには、通告がいつなされたかなど、通告者を想定できる情報も含まれるとされる（第7条）。

⑩ 親権者等による体罰の禁止

【府共第98号・子発0626第1号（令和元年6月26日）「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」より抜粋】

I 改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる。

第2 改正の概要

I 児童の権利擁護

1 親権者等による体罰の禁止（令和2年4月1日施行）

① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）第14条第1項関係）

② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その居住において養育を行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者（小規模住居型児童養育事業における養育者）及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。（児童福祉法第33条の2第2項及び第47条第3項関係）

⑪ 愛着障害・二次障害

学習指導や生徒指導上等の課題の大きい児童生徒のアセスメントにおいて、愛着障害や二次障害という表現が用いられることがある。これらの厳密な定義は、専門領域によって若干異なっているが、愛着障害は主として乳児期から幼少期の育てられ方に起因し、「愛着」つまり対人関係についての困難さを示すだけでなく、その後の人生における能力や意欲、病気のなりやすさなどにも影響するとされている。二次障害は、発達障害に代表されるなんらかの一次障害があり、そこに子供の特性を理解しない不適切な養育といった環境要因が加わって生じる、心理行動面などの障害をいうことが多い。

これらは、いずれも不適切な養育環境の影響が大きいということであり、児童虐待や要保護児童に該当する可能性が高いと考えられる。そればかりか、学齢となった時には、すでに不適切養育は収束している場合もあるが、子供の不適応の症状だけが残るということがあり、虐待対応は、虐待が終わればよいということではなく、虐待によって傷ついた子供には、後々まで困難が続きまとい、その支援を自立まで続けることが必要であるという視点が不可欠とされる。

⑫ 児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターの総称である。

⑬ マルトリートメント(Maltreatment) ※より広い児童虐待の概念

「マルトリートメント」とは、「大人の子供への不適切なかかわり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念である。

- 【A(要保護)】レッドゾーン: 子供の命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子供の保護を要するレベル
- 【B(要支援)】イエローゾーン: 軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベル
- 【C(要観察)】グレーゾーン: 児童虐待とまではいかないが、保護者の子供への不適切な育児について、地域の関係機関など(児童相談所、福祉事務所、市町村、学校など)が連携して保護者に対して啓発や教育を行い支援していく必要があるレベル。例えば、危険を予測できない大人の不適切な対応として「自転車の補助イスに子供のみを乗せて置き、買い物をする」や、「高層マンションのベランダに踏み台となるようなものを置いてある」、「親のたばこ、ライターを無造作に子供の手の届くところに置く」などの行為も含まれる。
- ※ A(要保護)・B(要支援)のレベルだけでなく、C(要観察)のレベルまで含めたものが、マルチリポートの概念である。(文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」より)



埼玉県マスコット「コバタン」「さいたまっち」

2. 参考通知・URL 等

(1) 埼玉県の通知・資料等

① 県立学校における通告・通報の報告

- ・ 令和2年4月13日付け教人第6号「児童虐待に係る通告・通報の報告について(通知)」

② 指導資料

- ・ 埼玉県教育委員会「児童虐待防止指導実践事例集」(平成20年 幼稚園・小学校編)(平成21年 中学校・高等学校編)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/gyakutaizireisyuu/index.html>

③ 対応マニュアル

- ・ 埼玉県・埼玉県教育委員会「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」(平成30年3月改訂版)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/manyual.html>

④ 保護者向け啓発リーフレット

- ・ 埼玉県教育委員会「児童虐待防止のための啓発リーフレット」(※外国語版もあります)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/jidougyakutaiboushi.html>

⑤ 相談窓口

- ・ ストップ!児童虐待(市町村窓口や児童相談所等の通告先一覧)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/stop-jg.html>

- ・ 児童虐待相談窓口のご案内

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/madoguchi.html>

- ・ 親と子どもの悩みごと相談@埼玉～親子関係の不安や悩みを LINE で相談できます～

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/gyakutai-taiou/snsgyakutaisoudan.html>

(2) 国等の通知・資料等

① 児童虐待対応の具体的な内容について

- ・ 文部科学省(令和2年6月)「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(改訂版)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm
(※市町村支援部人権教育課長名により、令和2年6月30日付け事務連絡にて各県立学校長等へ送付「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について)

② 児童虐待に関する研修について

- ・ 文部科学省(令和2年1月23日)「学校現場における虐待防止に関する研修教材」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf
- ・ 研修教材「児童虐待防止と学校」スライド版(文部科学省 HP)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm
- ・ 子どもの虹情報研修センターHP
<http://www.crc-japan.net/>

③ 一時保護等の対象となった児童生徒の出欠席について

- ・ 平成27年7月31日,27文科初第335号「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360644.htm

④ 学校と市町村(虐待対応担当課)・児童相談所等との連携について

- ・ 平成24年3月29日,23文科初第1707号「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」(文部科学副大臣通知)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/08/03/1360651_02_1.pdf
- ・ 平成24年3月29日,雇児総発0329第1号「児童虐待に係る速やかな通告等に関する学校との連携について」
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/131030_09.pdf

- ・ 平成31年2月28日,府子本第189号・30文科初第1616号・子発0228第2号・障発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(文部科学省初等中等教育局長等通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414499.htm

- ・ 平成31年2月28日,府子本第190号・30文科初第1618号・子発0228第3号・障発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(文部科学省初等中等教育局長等通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1410619.htm

- ・ 平成31年3月28日,府子本382号・30初児生第29号・子保発0328第1号・障障発0328第1号「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について(通知)」(文部科学省初等中等教育局児童生徒課長等通知)(HP掲載無し)

※虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果(文部科学省 HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414995.htm

⑤ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf

⑥ 文部科学省(平成19年10月)「養護教諭のための児童虐待対応の手引」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm

⑦ 児童福祉法(厚生労働省 HP より)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82060000&dataType=0&pageNo=1

⑧ 児童虐待の防止等に関する法律(厚生労働省 HP より)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>

⑨ 保護者への理解啓発・相談窓口等

- ・ 「24時間子供 SOS ダイヤル」について(0120-0-78310)
<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>
- ・ こども家庭庁 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン
<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/keihatsu-katsudou>
- ・ 法務省「子どもの人権 SOS ミニレター」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html
- ・ 文部科学省「手引き『児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～』について」
(令和5年10月改訂版)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1420751.htm

⑩ 児童虐待に係る法令・指針等一覧(こども家庭庁HP)

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/hourei-tsuuchi>

⑪ 「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について(文部科学省HP)

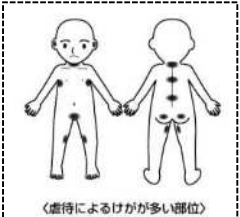
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414495_00002.htm

⑫ 生徒指導提要(令和4年12月改訂)(文部科学省 HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

3. 参考様式

※(学校作成用)児童虐待と思われる事案の記録

児童虐待と思われる事案の記録			
記録日	令和 年 月 日 ()		
児童生徒	ふりがな		
	氏名		
	生年月日		
	住所		
	就学状況	・ 立 学校 ・ 年 組 (出席状況) 良好 ・ 欠席がち ・ 不登校状態	
	学校での様子		
	特記事項	・障害の有無(種類・程度・診断名等)、転校歴、 これまでの支援状況等	
保護者	ふりがな	ふりがな	
	氏名	氏名	
	職業	職業	
	続柄	続柄	
	年齢	年齢	
	電話	電話	
	住所		
虐待と思われる内容	・誰から、いつから、頻度、どのような ※時系列でまとめる ・外傷等の状況 ※必要に応じて外傷についてのスケッチ等を記載 ・本人の説明		
	 <p>〈虐待によるけがが多い部位〉</p>		
家庭の状況	・きょうだいの状況(学校、学年組、年齢等) ・同居家族の状況		
通告先 (児童相談所 か市町村)	・通告日、通告先、担当者 ・指示助言内容など		
その他の 通報先 (警察、教育 委員会等)	・通報日、通告先、担当者 ・指示助言内容など		

(参考:文部科学省(令和2年6月)「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(改訂版)」p.25 様式1)

様式1

児童虐待に係る通告・通報の報告

報告年月日 令和 年 月 日()

通告・ 通報日	令和 年 月 日()	報告者	
学校名	県立 学校		
通告・ 通報先	・(児童相談所) 児童相談所 ・(市町村の虐待対応担当課) 市(町村) 課 ・(警察) 警察署		
児童 生徒	年 組	生年月日	平成 年 月 日 歳
	氏名 () ※ふりがな		
	居住市町村	市(町村)	
	出席状況	良好・欠席がち・不登校(年間30日以上欠席)	
事案の 内容			
家庭の 様子			
通告・通報先 の指導助言 の内容			

(参考:令和2年4月13日付け教人第6号 児童虐待に係る通告・通報の報告について(通知)様式1)

記入例

様式 1

児童虐待に係る通告・通報の報告

報告年月日 令和 元年 7月 8日(月)

通告・ 通報日	令和 元年 7月 8日(月)	報告者 職・氏名	校長・人権 育代
学校名	県立人権教育高等学校		
通告・ 通報先	(児童相談所) 中央児童相談所 ・(市町村の虐待対応担当課) 市(町村) 課 ・(警察) 警察署		
児童 生徒	1年 2組	生年月日	平成 15年 8月 8日 15歳
	氏名 埼玉 教男(さいたま のりお) ※ふりがな		
	居住市町村	人権市	
	出席状況	良好・欠席がち・不登校(年間30日以上欠席)	
事案の 内容	○14:30 該当生徒(以下、A)が保健室を訪れた際、Aの腹部に複数のアザがあったため、養護教諭がAから事情を聞いた。Aによると、昨晚、父親に暴行を受けたとのことであった。また、Aはこれまでも複数回、父親から暴行を受けたとのことだった。 ○15:00 養護教諭から報告を受けた教頭が、保健室でAのアザを確認した。Aの背中にもアザを認めた。 ○15:10 教頭から本職へ報告があった。 ○15:20 本職が中央児童相談所へ通告する。		
家庭の 様子	Aは、両親と妹(中学校2年生)の4人家族。母親は外国籍の方で、日本語でのやり取りが困難である。Aの欠席連絡などは、普段から父親(日本国籍)が行っていた。 ○Aの担任によると、Aは、これまで自分の家庭のことは一切話をしたことがなかったとのこと。		
通告・通報先 の指導助言 の内容	○状況確認のため、児童相談所の職員がこれから来校するとのことであった。状況によって、Aを病院へ連れていくとの話を聞いた。		

・該当児童生徒の居住市町村です。

・複数の機関に通告した場合、複数記入してください。

・児童虐待の状況、内容について分かる範囲で記入してください。

・時系列に対応を記入してください。

「令和2年度 学校における児童虐待対応ハンドブック」

令和3年2月発行

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」